

○三島市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和4年3月25日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市犯罪被害者等支援条例（令和4年三島市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種類及び額)

第2条 条例第7条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 犯罪等により死亡した者であって、当該犯罪等により被害を受けた時において市民であったもの（以下「死亡者」という。）の遺族に対して支給する見舞金（以下「遺族見舞金」という。） 300,000円
 - (2) 犯罪等により負傷し、又は疾病にかかり、その療養に要する期間がおおむね1月以上であると認められた者であって、当該犯罪等により被害を受けた時において市民であったものに対して支給する見舞金（以下「傷病見舞金」という。） 100,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、傷病見舞金の支給を受けた者が当該負傷又は疾病に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、同項第1号に定める額から既に支給を受けた傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(支給の制限)

第3条 次に掲げる場合には、見舞金を支給しないものとする。ただし、当該犯罪等に係る事情から判断して、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項各号に規定する者と当該犯罪等の加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- (2) 当該犯罪等について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により損害賠償額の支払の請求ができる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合

(遺族の範囲等)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、当該死者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

- 2 前項の遺族が2人以上ある場合は、これらの者の同意をもって選定された代表者に対し、遺族見舞金を支給するものとする。
- 3 前項の代表者は、様式第1号による遺族見舞金代表者選定届出書を市長に提出するものとする。

(支給の申請)

第5条 見舞金の支給を受けようする者（以下「申請者」という。）は、様式第2号による見舞金支給申請書に次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

- ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類又はその写し
- イ 戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の申請者と死亡者との続柄を証する官公署が発行した書類
- ウ 犯罪等により被害を受けたことを証明することができるものとして市長が認める書類

(2) 傷病見舞金 次に掲げる書類

- ア 医師の診断書その他の犯罪等による負傷又は疾病の状況及び療養に要する期間を確認できる書類又はその写し
- イ 犯罪等により被害を受けたことを証明することができるものとして市長が認める書類

- 2 前項の規定による見舞金支給申請書の提出は、当該犯罪等により被害を受けた日（遺族見舞金の場合にあっては、死亡者の死亡の日）から1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(支給の可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、様式第3号による見舞金／支給／不支給／決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(支給の決定の取消し)

第7条 市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段によりその支給を受けたと認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、その取消しに係る見舞金を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規則第24号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和7年4月1日以後の犯罪等による被害に係る見舞金の支給について適用し、同日前の犯罪等による被害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

遺族見舞金代表者選定届出書

年 月 日

三島市長 あて

届出者(代表者)

遺族見舞金の支給に係る代表者を選定したので、次のとおり届け出ます。

死 亡 者	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	年 月 日
代 表 者	住 所	電話番号
	フリガナ	死亡者との続柄
	氏 名	

上記の者を代表者とすることに同意します。

氏 名	住 所	死 亡 者 との続柄
①		
②		
③		
④		
⑤		

(注)

- 1 この届出書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 2 同意欄の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第2号(第5条関係)

見舞金支給申請書

年 月 日

三島市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

見舞金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

犯罪等による被害発生日時	午前 年 月 日 時 分頃 午後		
犯罪等による被害発生場所			
犯罪等により被害を受けた者	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	被害を受けた時の住所		
被 害 の 程 度	<input type="checkbox"/> 死亡(年 月 日) <input type="checkbox"/> 1月以上の療養を要する負傷又は疾病		
傷病見舞金の支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
支 給 申 請 金 額	円		
振 込 先	金融機関名		支 店 名
	口 座 種 別		口 座 番 号
	口座名義人 (カタカナ)		
見舞金の支給事務を行うに当たり、市が警察署等から当該支給事務に必要となる情報を収集し、及び警察署等に対し当該支給事務に必要となる情報を提供することに同意します。			
		申請者氏名	印

(注)

- 該当する□に印を記入してください。
- 同意欄の申請者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

三島市長

印

見舞金 支給 決定通知書
 不支給

年 月 日付で申請のありました見舞金の支給について、次のとおり決定したので通知します。

支 給 の 可 否	可 <input type="checkbox"/> • 否 <input type="checkbox"/>
見 舞 金 の 額	円
支 給 し な い 理 由	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）